

檜原村環境保全条例の一部を改正する条例 パブリックコメントの意見と回答一覧

意見 番号	該当箇所	意見	回答	修正の有無
1	全体について	今改正案は、開発行為の「事前協議」「住民の合意形成」を明記し、手続きを定めたことにより、実質的に環境保全を図り、村及び村民の暮らしを守るための、有効な手段となるもので、高く評価できるものと思います。また、改正にあたり、事前にパブリックコメントを募り、住民団体の開催した勉強会に村担当者を出席させ説明を行うなど、村民に開かれた村政の姿を示した点も評価できます。	ご意見ありがとうございます。	無
2	第2条第6号 「原則半径2キロメートル」	地域住民の規定について、原則ではないケースはどのようなことを想定しているのか、きちんと例示すべきです。	事業規模、事業内容に応じて影響を受ける住民の範囲が半径2キロメートル以上となることを想定しており、実際の開発行為等に応じて柔軟に対応してまいります。なお、意見番号3への回答もご参照ください。	無
3	第2条第6号 「原則半径2キロメートル」	半径2キロメートルを超えても生活環境に影響を与えることが想定される住民で、村長が認めた地域の住民も地域住民として規定すべきであるが、いかがですか？	距離に縛られることなく、自治会単位や大字単位とすることを考えておりますが、右記のとおり文言（赤字）を追加いたします。	有 (6) 地域住民 開発行為等が行われる区域の中心から、原則半径2キロメートル以内に住所を有する者及び土地又は建物を有する者をいう。ただし、開発行為等による影響が広範囲に及ぶ場合はこの限りでない。

4	第2条第6号 「原則半径2キロメートル」	地域住民の規定について、広域に影響が及ぶ事案もあるのだから、「原則」の文言での運用に委ねず、「実質的に影響を受ける者」の文言が入ると望ましいと考えます。	意見番号3番と同様の回答になります。	有
5	第4条第2項 「住民の合意形成を図るよう努めなければならない」	努力義務ではあるが、このように明記されたことは、今後の条例運用上、村民や村にとっての基本となるものであり、旧条例になかった文言でもあり歓迎します。	ご意見ありがとうございます。	無
6	第7条 「開発行為等の事前協議」	「事前協議」が明記されたことを高く評価します。罰則規定はないとはいえ、この「事前協議」は明確で解釈の余地がなく、有効な規定になっており、明文化は大きな意義を持つものと思います。	ご意見ありがとうございます。	無
7	第7条第5項	村で策定している計画との整合を図る必要がある場合、審議会の意見を聴くとなっているが、計画の中に、村のあるべき姿を示した「檜原村民憲章」も入れたらいかが？	右記のとおり明記（赤字）いたします。	有 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 檜原村民憲章</li> <li>(2) 檜原村総合計画</li> <li>(3) 檜原村総合戦略</li> <li>(4) 檜原村森林整備計画</li> <li>(5) 檜原村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）</li> <li>(6) 檜原村太陽光発電事業の適正実施に関するガイドライン</li> </ul>

8	第7条の2 「説明会の開催」	「村長は、・・・説明会を開催するもの・・・」と、努力義務的な表現でなく明記された点も画期的と思います。	ご意見ありがとうございます。	無
9	第7条の2第2項～4項	地域住民が説明会の開催を求めることができることも画期的です。民主主義の基本、村民が主人公の規定で、生かすも殺すも村民の意識次第となり、一村民としても責任を痛感させられるものと思いました。	ご意見ありがとうございます。	無
10	その他	土砂等による土地埋め立て等の規制の検討も必要ではないか？	令和6年中に規制がかかる予定の「宅地造成及び特定盛土等規制法」の内容や、近隣市町の状況等も踏まえ、埋め立て等の規制条例について検討を行います。	無
11	その他	土砂等による土地の埋め立て等の規制を加えるべきです。	意見番号10番と同様の回答になります。	無
	その他		条文の構成を役場で精査した結果、第2条第6号と第2条第10号を入れ替えます(赤字)。	有 第2条 (6) 開発行為等 (10) 地域住民